

# 学校いじめ防止基本方針

平成 3 0 年 7 月 1 日

都城市立志和池中学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が児童生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じる中、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、3月に「都城市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「都城市立志和池中学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

|     |                            |       |
|-----|----------------------------|-------|
| 第1  | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 |       |
| 1   | いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・     | 2     |
| 2   | いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・  | 3     |
| (1) | いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・     | 4     |
| (2) | いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・   | 4     |
| (3) | いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4     |
| 第2  | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項     |       |
| 1   | いじめの防止等のための組織・・・・・・・・      | 4     |
| 2   | いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・      | 4     |
| (1) | いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・     | 4     |
| (2) | いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・   | 5     |
| (3) | いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・  | 6     |
| (4) | ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・       | 8     |
| 3   | その他の留意事項・・・・・・・・           | 9     |
| (1) | 組織的な指導体制・・・・・・・・           | 9     |
| (2) | 校内研修の充実・・・・・・・・            | 9     |
| (3) | 校務の効率化・・・・・・・・             | 9     |
| (4) | 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実・・・   | 9     |
| (5) | 地域や家庭との連携について・・・・・・・・      | 9     |
| (6) | 関係機関との連携について・・・・・・・・       | 9     |
| 4   | 重大事態への対処・・・・・・・・           | 10    |
| 第3  | その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項    |       |
| 1   | 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・  | 10    |
|     | 【参考】資料1～5・・・・・・・・          | 11～17 |

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

#### (定義)

#### いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。けんかやふざけ合いのように見えることでもであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という

言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となります。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものです。
- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかられる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれています。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要があります。

## 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものです。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することも少なくありません。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることに配慮します。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせない予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、生徒全員が自己有用感や規範意識を味わい、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、地域、家庭と一体となっていじめをなくす活動を進めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、全ての大人が児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。また、教育相談やアンケート調査を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えていきます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に対応を図ります。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、関係機関との連携を行います。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実務的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

なお月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、いじめ対策主任、関係教諭、その他

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置 ※資料1、2 参照

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が中心となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 全校専門委員会
- 学級活動での話し合い活動の充実

- 対面式・送別行事
- ボランティア活動の推進
- (イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
  - 生徒会による相談箱の設置
  - 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画実施します。
  - 全校学習会の実施
  - 生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画提示
  - 月1回の「命の大切さを考える日」でいじめや生命に関する読み物等を扱うことによる、いじめの未然防止やその啓発活動の推進

#### イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめの防止等に関する取組を組織的・計画的に行うことができるよう、必要な指導・助言を行います。
- (イ) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業作りを目指します。
  - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
  - 職員相互の授業研究会の実施
- (ウ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。
  - 教育相談週間の設定（学期1回）
- (エ) 教科、道徳、学級活動等の時間等を中心として道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
  - 教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - 道徳科においていじめをとりあげ、生徒がいじめの問題を考えたり、議論したりする場の設定
  - 外部講師による講演会の実施
- (オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
  - P T A総会での学校の方針説明
  - 学校通信を活用したいじめ防止活動の報告
  - 学校公開（オープンスクール）、小学生1日体験入学の実施
  - 保護者を対象とした研修会の実施
  - 家庭向けいじめの具体的なサインの提示による迅速な情報収集の実施

#### (2) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
  - 生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3、4参照
- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
  - 教育相談週間の設定
  - いじめ相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
  - 学校独自のアンケートの実施
  - 県下一斉のアンケートの実施
- エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果ほか、各学級担任

等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議等での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※資料5 参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為を毅然とした態度ですぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に通報するとともに組織的に対応し、被害生徒を守り通します。  
※ 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会に直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携し組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

**いじめられた生徒とその保護者への支援**

**【いじめられた生徒への支援】**

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援

していきます。

- ・安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

#### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

#### 【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員と連携して努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

キ いじめの解消となる2つの要件

- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月、ただしいじめの被害の重大性等から、長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはいじめ不登校対策委員会等の判断によりより長期の期間を設定するものとする）
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- 上記2つの要件を面談等により確認する

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

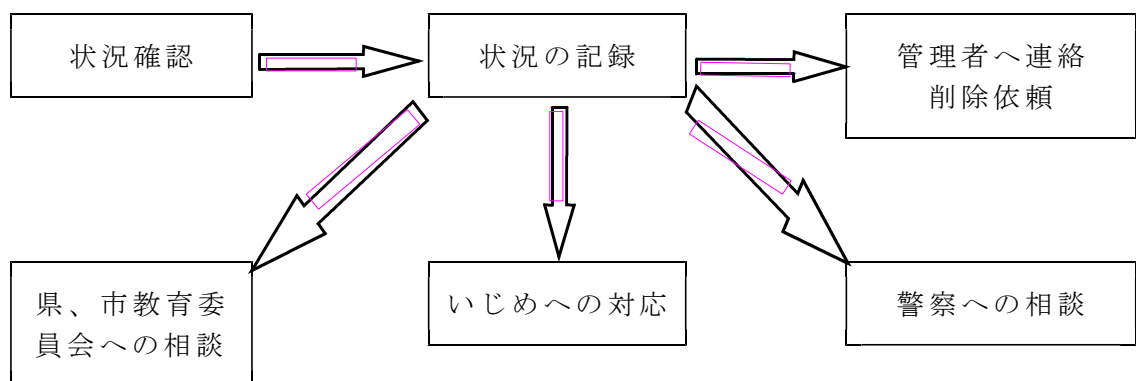
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめ予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなどの教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や学校評議委員会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との連携

##### ② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 福祉関係との連携

- ・ SCやSSWの活用（教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

##### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

#### (7) 学校評価・教職員評価における留意事項

- ① 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応がなされ、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した時の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知します。
- ② 教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価します。

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のために組織に協力することとします。

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

#### 第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

##### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

資料 1 学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

|                 | 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 時 期                                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめ防止のため<br>の措置 | 生徒が主体となつた活動<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全校専門委員会</li> <li>○ 対面式、送別行事</li> <li>○ 学級活動での話し合い活動の実施</li> <li>○ ボランティア活動の推進</li> <li>○ 生徒会による相談箱の設置</li> <li>○ 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進</li> <li>○ 全校学習会の実施</li> <li>○ 生徒会による体育大会や文化祭等の学校行事の企画提示</li> </ul>                                                                            | 毎月 1 回<br>4 月初旬、3 月初旬<br>毎月 1 回<br>夏休み、11 月<br>通年<br>毎月 1 回<br><br>学期 1 回<br>9 月上中旬、10 月中旬                                  |
| いじめ早期発見の措置      | 教職員が主体となつた活動<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開</li> <li>○ 職員相互の授業研究会の実施</li> <li>○ 教育相談週間の設定</li> <li>○ 教科、道徳、学級活動を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定</li> <li>○ 外部講師による講演会の実施</li> <li>○ P T A 総会での学校の方針説明</li> <li>○ 学校通信やホームページを利用したいじめ防止活動の報告</li> <li>○ 学校公開（オープンスクール）の実施</li> <li>○ 保護者を対象とした情報モラル等の研修会の開催</li> </ul> | 通年<br>年 1 回<br>5 月、11 月、2 月<br>年 3 回（6 月、11 月、2 月）<br>※ 教科（単元計画に基づく）<br>年 1 回<br>4 月<br>学期 1 回<br><br>7 月、12 月、3 月<br>年 1 回 |
| いじめ早期発見の措置      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒の発する具体的なサインの作成と共有<br/>※ 資料 3、4 参照</li> <li>○ 教育相談週間の設定</li> <li>○ 学校独自のアンケートの実施</li> <li>○ 県下一斉のアンケートの実施</li> <li>○ 職員会議での情報の共有</li> <li>○ 職員朝礼での情報の共有</li> <li>○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ</li> <li>○ 過去のいじめ事例の蓄積</li> </ul>                                                                                 | 通年<br><br>5 月、11 月、2 月<br>毎月 1 回<br>12 月<br>通年<br>週 1 回（水曜日）<br>通年<br>通年                                                    |

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

## 資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

### 1 いじめ防止のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

#### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けられるよう教職員に働きかける
- ・ いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

### 2 早期発見のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

#### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する

#### 《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

### 3 いじめに対する措置

#### ① 情報を集める

##### 《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合には、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

##### 《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

#### ② 指導・支援体制を組む

##### 《組織》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
  - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
  - その保護者への対応
  - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

#### ③－A 子どもへの指導・支援を行う

※ 「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

##### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自損感情を高めるように留意する

##### 《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活

- 用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
  - ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
  - ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

#### 《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めるさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

#### 《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

#### ③－B 保護者と連携する

##### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（被害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場 面            | 点 検 欄 | サ イ ン                                                                                                                   |
|----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登校時<br><br>朝の会 |       | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>教職員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。              |
| 授業中            |       | 保健室・トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机回りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書・ノートに汚れがある。<br>教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間等          |       | 給食にいたずらをされる。<br>給食時にグループを作る際、周囲の机と離されている。<br>用のない場所にいることが多い。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服の汚れ等がある。<br>一人で清掃している。           |
| 放課後等           |       | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。                                        |

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| 点 検 欄 | サ イ ン                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br>ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教職員が近付くと、不自然に分散したりする。<br>自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 |

#### 資料4 教室や家庭でのサイン

##### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

| 点検欄 | サ イ ン                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|
|     | 嫌なあだ名が聞こえる。<br>席替えなどで近くの席になることをいやがる。<br>何か起こると特定の生徒の名前が出る。<br>筆記用具等の貸し借りが多い。 |
|     | 壁等にいたずら、落書きがある。<br>机や椅子、教材等が乱雑になっている。                                        |

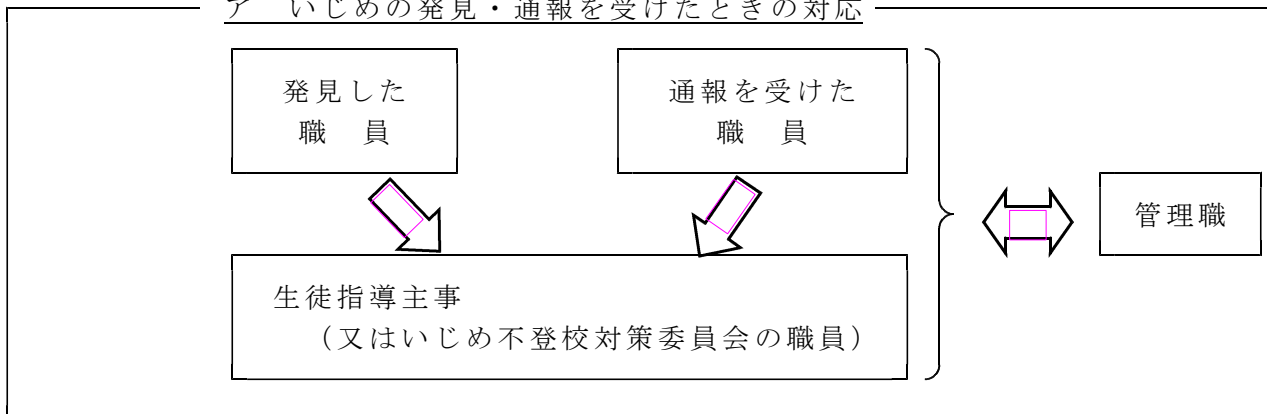
##### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えることが大切である。

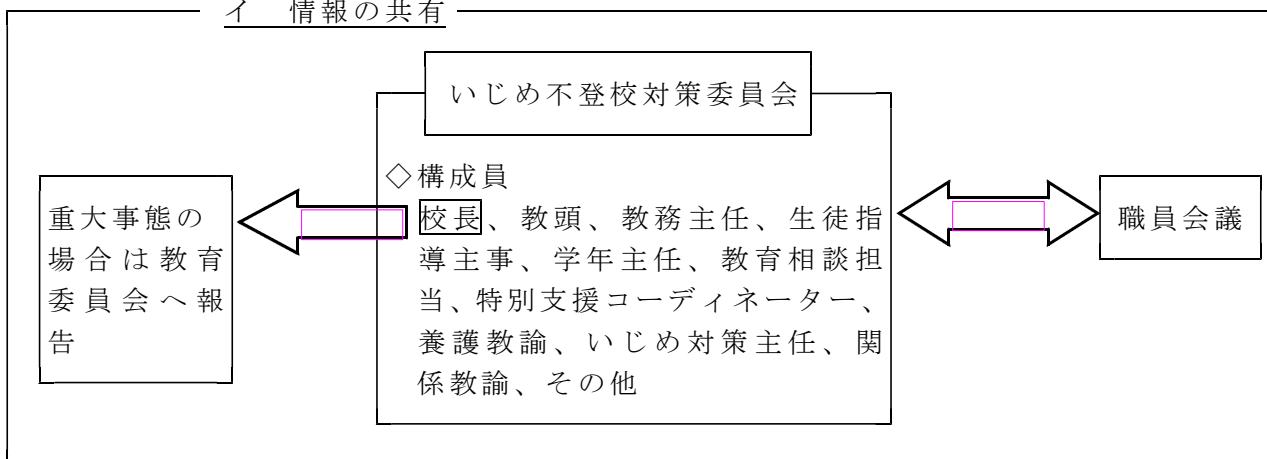
| 点検欄 | サ イ ン                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 学校や友人のことを話さなくなる。<br>友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。<br>朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br>受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br>不審な電話やメールがある。<br>遊ぶ友達が急に変わる。<br>部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
|     | 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br>登校時刻になると体調不良を訴える。<br>食欲不振・不眠を訴える。                                                                                                                       |
|     | 学習時間が減る。<br>成績が下がる。                                                                                                                                                                                    |
|     | 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。<br>自転車がよくパンクする。<br>家庭の品物、金銭がなくなる。<br>大きな額の金銭を欲しがる。                                                                                                                         |

資料5 いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



ウ 調査・事実確認の把握

